

紫雲寺地域 統合小学校検討委員会だより

《第2号》 平成 28 年 2 月 発行

紫雲寺地域統合小学校検討委員会 事務局

第3回紫雲寺地域統合小学検討委員会を開催しました。

第3回目の紫雲寺地域統合小学校検討委員会が昨年12月13日（火）午後7時から、「健康プラザしうんじ」多目的ホールにおいて開催されました。検討委員会では、検討委員会の会則を定めたほか、3小学校区におけるそれぞれの検討状況の発表がありました。

各小学校区における検討状況の概要は、次ページに記載してあります。

今後も、各小学校区において自治会や町内会、小学校PTA・保育園保護者会などで、統合に向けた問題点や課題等について、検討を続けてまいります。

各小学校区 発表の概要

【紫雲寺小学校区】

小学校 PTA・保育園保護者会と自治会の2つの組織でそれぞれ検討を行っている。

○紫雲寺小学校区自治会協議会

紫雲寺小学校区自治会協議会では、これまでの取り組みを踏まえ、10月4日の会議において新発田市教育委員会から紫雲寺小学校を統合候補校とする提案を受けたが、自治会の意見としてはウエルカムである。各地区、各立場の皆様におかれましては、賛否両方の意見ある中で、我々地元の自治会長の組織が、いつでもおいで下さいというメッセージを発信することが、今後の意見の集約の一助になれば良いと思っている。

○紫雲寺小学校 PTA・紫雲寺保育園保護者会

アンケートを実施し、現在集計中であり、詳細は今後集計結果を精査して報告したい。

【藤塚小学校区】

小学校 PTA、保育園保護者会と自治会の3つの組織でそれぞれ検討を行っている。

○藤塚浜町内会

町内会では2回会議を開催し、町内会役員会の意見を集約した。

意見としては、まずは子ども達、保育園なり、小学校の保護者の意見が先であろうということであった。町内会行事では、子どもたちがいないと合同運動会やお祭りなど、今の運営方法からすると成り立たなくなるが、その方法は幾らでも変えられるので、まずは保護者の考えを優先するという結論をみた。役員会の段階では、統合に向けて話し合いを進めていくが、今後、年明け後に保護者組織とすり合わせをした上で、町内会としての意見を5月の総会において決定したい。

○藤塚小学校 PTA

全ての保護者にアンケートを取った。アンケートは統合に賛成か反対かという選択を尋ねるものではなく、統合するにあたり不安な部分がありますかという内容とした。

アンケートは現在集計中ではあるが、大まかに大きな問題として、「通学の問題」「太鼓の問題」「地域の運動会」という3つの問題が出た。

細部の問題等については今後、町内会と協議し提起していきたい。

○藤塚浜保育園保育会

保育園については、今度意見を取りまとめる予定。

【米子小学校区】

小学校 PTA・保育園保護者会と自治会の2つの組織でそれぞれ検討を行っている。

○米子小学校区自治会連絡協議会

米子小学校区自治会連絡協議会では、昨年12月4日に会議を開催した。会議の冒頭これまで検討委員会における検討状況などを十分説明し、理解していただいた上で協議に入った。

協議においては、まず議論の方向性として、統合を進める方向とするのかどうかの検討を行い、いつまでも後戻りするようでは問題なので、統合に向けて進めていくということで結論を得た。今後細部については、検討委員会等で問題点を拾い上げながら一つ一つ解決していくこととし、子どもたちの教育環境の充実を最優先に考えて自治会はそれを応援するという話合いをまとめた。

○米子小学校 PTA・米子保育園保育会

昨年11月2日に米子小学校 PTA 役員と米子保育園保育会の全役員が集まり、これまでの検討委員会等の資料を抜粋したもの配布し、内容の説明を行った。

4 (2) 米子小学校区・協議内容の報告(まとめ)

米子小学校区 会長 鈴木 敏明

10月5日に、米子小学校区・正副会長名で、7つの自治会長に決定事項を文書で連絡。

- 1) 紫雲寺地域、統合小学校検討委員会、組織メンバーの決定。
 - 2) 統合先は、紫雲寺小学校で決定。
 - 3) 三つの小学校区で、統合に向けて、問題の集約を計ることも決定。
- また、統合委員会役員は、小学校 PTA、保育園会などと打ち合わせを行う事。以上を、各、自治会長に文書も含め・10/12日・連絡済み。

※ 我々2名が、米子学区を代表して参加しておりますが、各自治会長にも、同一の資料が無ければ、地域住民に受け答えが出来ないと思い、市教育委員会にお願ひし、10月12日に同じ資料を各自治会長に配布してあります。

また、真野原外自治会、各役員から、今迄の統合について流れが十分に、分からないと言う意見が多く出たため、平成20年からの統合に関する、資料を基に文書を作成し配布いたしました。米子小学校区の各自治会や他の自治会にも使用をお願いしております。

合わせて、12月4日(日)に米子学区、7つの自治会長と話し合いを行ないました。各、自治会内で、意見の聞き取りや説明などは、各役員会で行う予定です。今後、市教育委員会の方からも随時、回覧等でお知らせする、旨、お話をしました。

それぞれの組織から、事務局に頂いたものの写しです。

紫雲寺地区 統合小学校についての意見まとめ
平成26年11月2日
米子小学校・保育園 保護者会

1. バス通学について
 - 1) 确实にバス通学ができるように計画してほしい。
 - 2) 2.5km範囲内だけでなくすべての生徒を対象してほしい。
 - 3) 行きだけでなく帰りも種別にバス通学してほしい。
 - 4) バス停みたいに決まった所を決め、決まった時間に集合し乗せていくのはどうか。
 - 5) 毎年生徒や保護者にバスを利用するかどうかアンケートを取ってはどうか。
 - 6) 5,6年生になったら、季節のいい時期や天気の良い時は歩いてもらう。
 - 7) 紫雲寺小学校の遠い人もいい機会なのでバスを利用してはどうか。
2. 統合賛成の意見
 - 1) 1クラスより2クラスの方が話し合いが起き、何事も向上するので良いと思う。
 - 2) 複式学級になるくらいなら、統合の方がまだ良い。
 - 3) 子供たちの友達が増える可能性があるのが良い。
 - 4) 生徒が少ないと保護者は毎回役員をしなければならぬのが改善されるのが良い。
3. 統合反対の意見
 - 1) 単純にきみしい。
 - 2) 米子小学校がもったいない。
 - 3) バス通学が2.5km以内の生徒のみ対象なら反対。
 - 4) 複式学級にせず少人数のクラスだと何が問題なのかわからない。
 - 5) 少人数だと自分の子供がいつも目に入るので安心できて良い。
4. 統合小学校に希望する事
 - 1) 3校統合がうまくいかず、いつまでも前に進まなく複式学級になる位なら取り急ぎ2校でも良い。
 - 2) 米子が吸収されると思われがらなので、建物が紫雲寺小学校でもすべてリセットし、新しい小学校にきたような形をとればどうか。
 - 具体的には、校歌を新しいものにする。校章を新しいものにする。体操着のデザインを変える。
 - 3) 米子小学校の良い所は続けさせたい。特にプラスチック。
5. その他
 - 1) 廃校となる米子小学校を取り壊さず、町の役に立てるように利用してほしい。
例えば老後施設やミニセンター等。
 - 2) 陸上競技大会で紫雲寺小学校の生徒数が多いので花畑に力が入りうらやましく感じた。
 - 3) ないと思うが、米子だからという事でいじめが心配。
 - 4) 教育委員会に質問ですが、統合が必要なのに断固反対し未だに孤立している学校はありますか？もしあるようでしたら今現在どのような状況ですか？また過去にありましたか？

以上

教育委員会への質問

- Q) 統合が必要なのに断固反対し未だに孤立している学校はありますか？もしあるようでしたら今現在どのような状況ですか？また過去にはありましたか？(再掲)
- A) 基本的には、望ましい教育環境の実現に向けて、統合をしないでどうやって実現していくのかという事になります。統合したくないという理由で白紙に戻ったところはありません。

前回の検討委員会の検討結果を受けて、下記のとおり検討委員会の会則を定めました。

紫雲寺地域統合小学校検討委員会 会則

(名称)

第1条 本会は、紫雲寺地域統合小学校検討委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、紫雲寺小学校、米子小学校及び藤塚小学校の統合を円滑に進め、紫雲寺地域の望ましい教育環境の実現を目指すことを目的とする。

(協議事項)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 統合小学校の開校に関する事。
- (2) 統合小学校の教育環境整備に関する事。
- (3) その他目的を達成するために必要な事。

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 紫雲寺地区自治会連合会役員
 - (2) 藤塚浜町内会の代表
 - (3) 紫雲寺地域内の各保育園・小学校の保護者の代表
 - (4) その他委員会が必要と認める者
- 2 代表の選出方法は、各団体の定める通りとする。

(役員の種類)

第5条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名

(役員の職務)

第6条 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、職務を代理する。

(役員の選出)

第7条 役員は、会員の互選による。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠により選出された役員は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後であっても、後任者の就任するまでは、その職務を行うものとする。

(会議)

第9条 委員会の会議は会長が招集し、会議の議長となる。

(部会)

第10条 委員会に部会を置くことができる。

(事務局)

第11条 委員会の事務局（以下「事務局」と言う。）を教育委員会教育総務課に置く。

(補則)

第12条 この会則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮り決定するものとする。

附則

1 この会則は、平成28年12月13日から施行する。

2 委員会設立初年度の任期は、第8条の規定に関わらず、委員会の定めるところによる。

【事務局】

新発田市乙次 281 番地 2

新発田市教育委員会教育総務課

担当 大森・阿部

電話 (22) 9531 (内線 2211)

Fax (26) 3755

E-mail kyoiku@city.shibata.lg.jp